

戦後における岐阜県小学校の家庭科教育について（第1報）
——小学校学習指導要領にみる家庭科の変遷と
岐阜県小学校家庭科教育の歩み——

山 口 弘 子

**Elementary School Home Economics in
Gifu Prefecture since World War II (I) :
a Review of Curriculum Guidelines
and Teaching**

By Hiroko Yamaguchi

The education system of Japan underwent a major reform shortly after the Second World War in March 1947. In elementary education the subject titled Housekeeping and Sewing, which had been taught exclusively to girls, was renamed Home Economics to be taught to both girls and boys in the fifth and sixth grades.

Nearly forty years has passed since the introduction of Home Economics into school curriculum and the subject has gone through a number of changes. In this article changes in curriculum guidelines during these years will be discussed first. Then research activities and practical aspects of elementary school Home Economics will be reviewed year by year by relating to policies and activities of Gifu Prefecture Board of Education and various research organizations.

は じ め に

我が国の学校教育は第二次世界大戦後の昭和22年3月大幅に改正され、教育基本法および学校教育法の制定にともない、いわゆる6・3・3制の実施をみるに至った。小学校教育においては、社会科があらたに設けられることになり、また、それまで女児のみを対象に行われてきた「家事科」「裁縫科」は小学校では「家庭科」の教科名で男女共修、普通教科として第5・6学年で学ばせることになった。従来家事は女子の担当するものとされていた我が国において、社会構成の単位である家庭の実生活に理解を深め、その改善向上をめざす学習に男子も関与させ、ともに民主家庭の建設をめざそうとする特色を盛り込んだ家庭科の誕生は小学校教育の上で画期的な出来事であった。

さらに昭和23年7月には教育委員会法の公布により、地方教育行政は教育委員会によって行なわれることになり、地方行政に教育の使命と独自性が課せられることとなった。

かえりみれば家庭科設置以来すでに40年近くを経ており、その間にはさまざまな変動期を経過してきたのであるが、現在なお問題は多く、

- ①小学校・中学校・高等学校を通して教科の名称、内容に一貫性がない
- ②中学校・高等学校においては性差によってその履習形態が異なっている
- ③必ずしも時代にあった教育内容や教育方法がとられていない
- ④教育理念が確立されていない

などの意見⁽¹⁾がある。さらに昭和59年12月には家庭科教育に関する検討会報告書が出されたが、半田たつ子氏によれば趣旨不明確⁽²⁾の内容であり、とやかく論議された高等学校における男女共修についてはっきりしない終末になったままである。

一方、家庭科設置以来始めて男女共修のかたちで小学校の授業を受けた児童がすでに48才に達し、社会の中堅的立場に置かれている今日、このあたりで戦後の家庭科のあり方をたどり、家庭科の位置づけや内容を見直すのは極めて意義あることと思う。本研究では、学習指導要領の変遷をふまえ、岐阜県教育委員会および研究団体などの動きの中での小学校家庭科教育の実践や研究の実態を追求し、今回は先ず年次別にそれらの動きの概略をまとめることにした。現時点で入手可能な資料を集めるとともに、かつては家庭科の指導者として、また進歩的な実践者として活躍された創設期の指導主事・尾藤操氏、初代の家庭科研究会長・渡辺一江氏、元指導主事・松原伊都氏らに直接お会いして当時の状況をお話しいただき貴重な参考とした。

1. 昭和22年から昭和25年まで

(1) 教育の改革

昭和20年10月22日付けをもって我が国の戦時教育体制は終止符を打たれることになった。これは連合軍最高司令部の「教育に関する指令」によるものである。そして昭和22年3月には教育基本法・学校教育法が制定され、新学制が実施された。教育の大改革である。戦前に用いられたような教師用教科書は廃止された。学習指導要領ができ、それにもとづいて教育が行なわれるようになった。また、地方の教育を運営する教育委員会が設けられ、PTAの組織が作られたりした。

(2) 家庭科の誕生と起伏

文部省から新しく出された学習指導要領（試案）によれば小学校家庭科の指導時間の基準は第5・6学年とも週3時間、年間総時間数105時間で男女共修をたてまえとした。「家事科」「裁縫科」ではなく「家庭科」の名のもとに、よき家庭人の育成を旨とする新しい教科として男児にも学ばせようとしたのは戦前戦中を通してはじめてのことであり、表面上からみればまさに家庭科に陽光のさし始めた時

第1表 小学校指導要領一般編（試案）昭和22年にみた家庭科実習内容の男女差

性別 学年別	男 児	女 児
第 5 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除用具、台所用具の製作修理 ・家庭用品の製作修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・前掛の製作 ・下ばきの製作（ミシンの初歩） ・シャツの製作
第 6 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具の製作修理 ・家具、建てつけの手入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動服の製作 ・寝まき又はじゅばんの製作

代であった。しかし指導要領一般編（試案）によれば第1表で示すように性差による指導内容の違いがはっきりと打ち出されている。図工的な作業は男児に、裁縫に類するものは女児に課しており、女児の場合従来の「家事科」「裁縫科」の内容とあまり変わっていない。

しかしやがて、昭和24年から昭和25年にかけて、教育課程審議会において家庭科の存廃が論議されるようになったが一応存続のかたちに落ち着き、昭和26年の改訂に至った。

(3) 岐阜県教育委員会の設立と教育の実状

昭和23年7月、教育委員会法が公布され、同年11月には岐阜県教育委員会が設立された。設立当初は学務課・指導課・調査統計課・社会課の4課に分かれていたが、昭和24年1月には健康課が新設されて5課に、さらに同年5月には秘書調査室・管理課・指導課・健康課・社会課の1室4課に機構が変わり、教育の地方行政はまだ定まらない感がある。しかし、指導課に籍をおいた17名の指導主事たちは小・中・高それぞれの教科に分かれ、学校訪問などにより教師たちの指導助言に熱心に当たった。

一方、戦災を受けて教室を失った岐阜市や大垣市の小学校では漸次新築復旧が進み、施設の面で少しずつ整備充実されていった。新制中学校と小学校の同居も可成りの数にのぼっていたがその同居も次第に解消され独立していくようになった。

教育研究の面では昭和22年度から各郡市に1校ずつ実験学級および実験協力校を指定し新制度の教育をおし進めるのに役立てることになった。昭和25年度には岐阜県における実験協力校とは別に東海北陸実験学校協会が結成され、新しい教育について県外との協力をし合うこととなった。

また、昭和24年には県教育研究所が設立され、専門的な立場からの教育研究がおこなわれるようになり、戦後の混乱から次第に教育の場に落ち着きがみられるようになったことがうかがわれる。

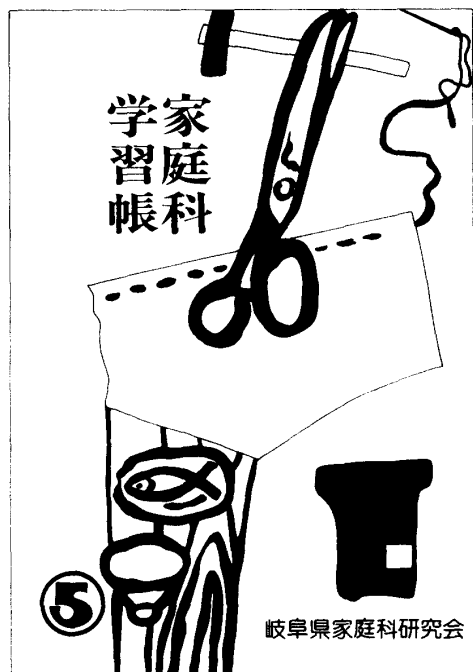
学習指導要領によれば、新しい教科である社会科のカリキュラム作りは児童の実態や地域の実状に即して各学校で行なうのが原則であったが、これは非常に大きな仕事であるために各学校が協力しあってカリキュラムを作ったり、地域ごとにカリキュラム作成に關しての研究がさかんにおこなわれるようになった。そのためこれがきっかけとなって、まず昭和24年に武儀教育研究所が設立され、それにつづいて土岐および恵那などの教育研究所が発足していった。これら地方教育研究所ではカリキュラムの研究と作成および学習指導の研究に重点がおかれていた。

カリキュラムとしては加納小学校の加納プラン、長良小学校の長良プランおよび飛驒プラン、中有知プランなどがあげられる。中でも社会の要求と児童の要求を統一し、中核課程の課題とした加納小学校のコアカリキュラムは注目されるものであった。

昭和24年度から岐阜県教育委員会の小中学校家庭科初代指導主事として尾藤操氏が就任されている。尾藤氏は指導主事在任中の昭和25年、岐阜県下呂町で行なわれた東海・北陸・近畿ブロックの研修会において、当時問題とされていた家庭科存廃に関する文部省からの諮問に対し、確固たる態度で家庭科存置の意見を貫き通し、それがきっかけとなって昭和26年には家庭生活指導の手びきが発行され、家庭科がその名を辛くも残したという経緯⁽³⁾がある。

また家庭科関係者の研究活動としては、昭和22年当時まだ社会状況が不安定で、教育界も渾沌としている中であって、故酒井千代氏（当時木之本小学校）の提案で、横山さく江氏（昭和23年日野小学

昭和28年発行 第5学年用家庭科学習帳表紙



校長)らが発起人となって30人ほどの会員が集まり、新しく出された指導要領に基づいてまず社会科と家庭科を取りあげて勉強会をもった⁽⁴⁾ということである。この会はその集会所を故桑原こう氏(当時白山小学校)宅におき、その地が本郷町であったことから本郷クラブと名付け、のちに「すずの会」と改称した。現在もその頃の会員による「すずの会」は継承されているが、発足当時の研究を目的とした会とは趣旨が異なってきているということである。

また、学習指導要領(試案)に基づき尾藤操指導主事の家庭科理念をもとにして、のちに初代の小学校家庭科研究会長に就任した渡辺一江氏、故酒井妻子氏(当時加納小学校)、仁科品子氏(当時長良小学校)、谷口良子氏(当時加納小学校・昭和28年から岐阜県指導主事)らによって、昭和24年に家庭科指導のための学習帳が作成され、まだ教育の現場では充分

第2表 昭和30年発行第5学年家庭科学習帳より抜粋(学習予定と時間配当)

月期	四 月 (6時間)	五 月 (8時間)	六 月 (8時間)	七 月 (5時間)	
一 学 期	① 家庭科の学習 3時間 ・家庭科の学習とは (1時間) ・お手伝しらべ (1時間) ・生活表づくり (1時間)	② 台ふきづくり 4時間 ・ぬい方の研究 (1時間) ・正しいうんしん (1時間) ・台ふきづくり (2時間)	③ 頭おおいづくり 4時間 ・頭おおいの計画表 (1時間) ・頭おおいづくり (2時間) ・頭おおいのひひょう会 (1時間)	④ みそ汁 10時間 ・食事 (1時間) ・料理 (1時間) ・計量 (2時間) ・汁の切り方 (1時間) ・野菜 (1時間) ・みそ (1時間)	⑤ せんたく 5時間 ・せんたくとその用具 (2時間) ・せんざいとその使い方 (1時間) ・洗い方の研究 (1時間) ・せんたくの実習 (1時間)
二 学 期	⑥ 枕カバーづくり 6時間	⑦ ボタンつけと標本づくり 7時間 ・身なり箱と身なり工場 (奉仕活動) (1時間) ・ボタンスナップつけ (3時間) ・標本づくり (3時間)	⑧ つくろい 5時間 つくろいの研究 (1時間) ほころびぬい (1時間) 布のうすくなった時のつくろい (1時間) くつ下つぎ (1時間) 丸いあなつぎ (2時間)	⑨ おやつづくり 7時間 ・おやつづくりのそうだん (1時間) ・おやつづくりのけんきゅう (2時間) ・おやつづくりの計画 (1時間) ・おやつづくりの実習 (2時間) ・お茶の会 (1時間)	
三 学 期	⑩ へやの工夫とへやかざり 11時間 へやについての話合と冬をあたたくすこす工夫 (1時間) 私の実行したへやの工夫の発表会 (2時間) フランスししゅうの基そぬい (2時間)	アップリケのしかた (2時間) 作品づくり (3時間) 合評会 (1時間)	⑪ 袋づくり 6時間 袋の使い方についての話合 (1時間) 袋づくりの研究 (1時間) 袋づくり (3時間) 展示会 (1時間)		

に定着していなかった家庭科の実践に役立てた。学習帳は昭和36年に最初の家庭科検定教科書が発行されるまで逐次加筆され内容の充実がはかられていった。前頁に掲げた図は昭和28年発行の第5学年用家庭科学習帳の表紙である。当時のものとして紙質は粗末だが衣と食を象徴的にあらわした手描きの図案には工夫が凝らされていて2色刷りの印刷に趣きが感じられる。また昭和30年発行第5学年家庭科学習帳より学習の予定と時間配当の頁を抜粋して第2表に示した。これをみると子供の生活に密着した指導内容と計画がよくうかがえる。

昭和22年～25年について県教育委員会および教育研究団体などの動きを含めて年次別に示すと第3表の通りである。

第3表 指導要領の変遷と県教育委員会および教育研究団体などの年次別の動き

	小学校（家庭科）指導 要領その他の変遷	岐阜県教育委員会および 教育研究団体などの動き	岐 阜 県 教 育 委 員 会 教 育 課 指 導 主 事 家 庭 科 担 当 指 導 主 事	岐 阜 県 家 庭 科 研 究 会 会 長
昭和22年度	○学習指導要領一般編（試案）が発行され、小学校第5・6学年において男女共修により家庭科を学ぶことを示した。	○小中学校について各郡市におのおの1校ずつ実験学校および実験協力校を指定し、新制度の教育を推進させるのに役立てた。		
昭和23年度	○家庭科存廃論が起ころはじめる。	○教育委員会法公布。県教育委員会、大垣市教育委員会、多治見市教育委員会発足。県教育委員会は4課を設置し、17名の指導主事を配して新しい教育体制下で指導助言に当たった。また地方事務所には教育課を設けた。		
昭和24年度	○教育課程審議会により家庭科は存続設置するが、他の教科と著しく重複する指導目標や内容は整理することとなった。	○県教育研究所が設置された。 ○武儀教育研究所をはじめとして地方に教育研究所が設立されはじめた。 ○加納・長良・武儀・中有知・飛騨などの小学校においてカリキュラムの研究がはじまる。 ○学習指導要領（試案）に基づき、家庭科の学習帳が作成された。	尾 藤 操	
昭和25年度		○岐阜市・高山市に教育委員会発足。	〃	

2. 昭和26年から昭和30年まで

(1) 学習指導要領の改訂

昭和26年には学習指導要領の大幅な改訂がおこなわれた。学習指導要領一般編（試案）により家庭科の存続がきまった。しかし家庭科の位置づけは必ずしも満足するようなものではなかった。すなわち家庭生活についての指導は各教科の学習や教科以外の活動のあらゆる機会になされるべきであると述べられており、しかも家庭科は特設してもしなくてもよいという極めて曖昧なもので、これは家庭科を発展させようとする立場からはまことに弱く、教育現場の混乱を招く結果となり、折角育てかけられた家庭科にとっては痛手であった。またこの改訂で、家庭科は音楽、図画工作とともに「主とし

て創造的表現活動を発達させる教科」の領域に分類され、第5・6学年とも総時間数の20～25%の時間を配当している。

指導内容については、同年11月発行の「児童の家庭生活指導の手びき」を参照することとされており、そこには一般目標として、家庭における児童の日常生活に必要な基礎的な理解・態度・能力技能および習慣を習得させ、よりよく家庭生活に適応し得るように指導すること、また家庭生活は社会生活と切り離せないから社会生活との関係を考慮して指導することが強調されている。家庭生活指導の内容は次にあげる8項目から成っている。

- ①家族の一員 ②身なり ③食事 ④すまい ⑤時間・労力・金銭・物の使い方 ⑥植物や動物の世話 ⑦不時のできごとに対する予防処置 ⑧レクリエーション

また、学習指導要領一般編(試案)によれば、小学校のそれぞれの教科で学んだ基礎の上に立って、中学校の職業・家庭科に発展させ、その仕事を技能の違いから12項目に分けて他教科と関連を保ちながら学習し、さらに高等学校の家庭科および職業に関する各教科に発展させていくとしている。小学校の教科と、それに関係する中学校の教科の関連を示したものが次に掲げる第4表である。

第4表 小学校の教科と中学校職業・家庭科との関連

項 目	第 1 類				第 2 類			第 3 類			第 4 類	
	裁 培	飼 育	漁	食 品 加 工	手 技 工 作	機 械 操 作	製 図	文 書 事 務	経 営 記 帳	計 算	調 理	衛 生 保 育
教小基 学礎に 校なる 科の	理 科 ・ 家 庭	理 科 ・ 家 庭	理 科	理 科 ・ 家 庭	家 庭 図 画 工 作	図 画 工 作 科	図 画 工 作	国 語 ・ 社 会	社 会 ・ 算 数	算 数	家 庭 ・ 理 科	理 科 ・ 家 庭
教中関 学係 校す 科の	理 科	理 科	理 科	理 科	図 画 工 作	図 画 工 作 科	数 図 画 工 作	国 語 ・ 社 会	社 会 ・ 数 学	数 学	理 科	保 理 健 体 育 科

(2) 家庭科を中心にみた岐阜県の動き

昭和26年10月には岐阜県教育委員会指導課から小学校各教科にわたる「指導の着眼点⁽⁵⁾」が発行された。これによれば家庭科の指導の要点は

- ①技術を中心として指導すること
- ②家庭科における技術指導はこの指導に堪能な教師があたる
- ③教材には男女差をつけないで、常に個人の必要や興味、能力に応じて取材し、それを通して初歩的且つ基本的技術を習得するように導く
- ④日常生活に実践されるように指導する
- ⑤実態調査を常に行ない、それに即した指導をする
- ⑥よくばって多くをとらない
- ⑦作業的な学習を主体とする

⑧創造的表現に意を用いて指導する

⑨能率的な指導を考える

⑩学級担任と常に緊密な連絡を保ちながら指導する

の10項目であって、第5・6学年生に家庭科が特設された場合の教育は技術を中心として指導し、教材に男女差をつけないことが強調されている。

また、昭和27年発行の「学力の申し方—小学校編⁽⁶⁾—」では尾藤操氏が家庭科の学力の申し方について述べている。ここでは家庭科の性格について、創造的な技能を求めることによって人間改造をしていくところに家庭科のねらいがあり、技能を通して人を育てるのだと説明し、特設された家庭科も決して単なる技術指導のみに終わってはならないことを指摘しておられる。

この頃教育の現場では家庭科の教材で何をとりあげるべきかが盛んに研究され、論議された。加藤みつゑ氏（当時真桑小学校）は、旧来からの「家事科」「裁縫科」から脱し、新しい「家庭科」の流れ

第5表 指導要領の変遷と県教育委員会および教育研究団体などの年次別動き

	小学校（家庭科）指導 要領その他の変遷	岐阜県教育委員会および 教育研究団体などの動き	岐阜県教育委員会 学校指導課 家庭科担当指導主事	岐阜県家庭科 研究会会長
昭和26年度	○改訂学習指導要領（試案）により家庭科の存続がきまる。 ○家庭生活指導の手びきにより、家庭生活の指導は全教科、全学年でおこなうこととし、家庭科は特設してもしなくてもよいことを示唆。	○岐阜県教育委員会指導課編「指導の着眼点」が発行された。	尾藤操	
昭和27年度		○地方事務所に1人ずつ指導主事をおき、学校指導の任に当らせた。 ○実験学校および実験協力校を改め、研究指定校を設け、特定の問題に就いて研究を進めていくことになった。家庭科の研究指定校は白山小学校。 ○岐阜県家庭科研究会が設立され、三里小学校教頭の渡辺一江氏が会長となる。	〃	渡辺一江
昭和28年度		○岐阜生物学会・地理学会・史学会など研究団体は12団体になった。 ○地方の教育研究所は（土岐を残して）廃止となる。	谷口良子	〃
昭和29年度		○研究団体はさらに8団体発足した。 ○地方事務所に教育課長・指導委員をおいた。	〃	〃
昭和30年度		○研究指定校の運営がさらに充実された。	〃	〃

をとり入れることに懸命だったが、現実には具体的な年間計画などはとても立てることはできず、被服のつくろいものを主とした指導や、乏しい材料を使った調理実習を行っていたと当時のことを述懐されている。

この中において家庭科の研究の輪は次第に拡がり、やがて岐阜市内の教師たちが中心となり、県下小学校の家庭科担当教師と呼応して熱心に研究会をもつようになった。その中軸となったのは、故酒井妻子氏、渡辺一江氏、仁科品子氏らである。当時加納小学校や長良小学校を会場にして研究会がたびたびもたれた。そして遂に昭和27年には家庭科研究会が設立され、渡辺一江氏が会長に就任し、事務所は当時渡辺一江氏が教頭をつとめていた三里小学校に設置されることになった。

昭和28年には岐阜県の教育水準を上げる必要から研究指定校制度がとられるようになった。家庭科の研究指定校は白山小学校であった。白山小学校に現在その記録は残されていないが、文部省の鹿内瑞子氏を招いて小学校家庭科教育の展望について研究討議されたということである。

昭和29年には岐阜県土岐郡泉小学校が家庭科の指定校になり、「小学校における男女同一教材取扱いの学習指導法について」という時宜を得た主題で研究が行なわれている。

昭和30年には研究指定校の運営が一層充実され、県下の教育内容を向上させるために研究意欲をもつ学校と県教育委員会の指導課とが歩調を合わせて研究していくこととし、研究主題は県教育委員会が教育上重要だとするものをえらぶとともに学校の主体性をも尊重して定められ、研究の成果の発表をしていくという方針がたてられた。この年の家庭科研究指定校は郡上郡八幡町川合小学校で、課題は「小学校家庭科を扱いやすくするための学習指導者の研修」であった。

なお、教育に関する研究団体は次第に増加し、昭和28年には12団体に、昭和29年には20団体となった。これに関連するかのように昭和24年以来設立されていた地方教育研究所は、そのほとんどが発展的な解消をしていった。

第5表に昭和26年～30年までの年次別の動きをまとめて示した。

3 昭和31年から昭和32年まで

(1) 学習指導要領の改訂

文部省は昭和31年に改訂学習指導要領家庭科編を発行した。これによれば家庭科を教科として、第5・6学年に課すこととし、指導内容は家族関係、生活管理、被服、食物、住居の5領域とし、被服、食物、住居の指導は家庭生活全般にわたる家族関係や、生活管理に関連させておこなうことがのぞましいとされている。学年別の目標や内容は示されておらず、指導計画や具体的な教材については現場の教師の自主的な判断にまかせるという弾力的な扱いであった。家族関係や生活管理が前面に打ち出され、家庭における人間関係の民主化や生活の合理化をふまえて衣食住に関する技能の習得をさせるというのが特徴で、昭和22年発足時に示された家庭科の基本方針—家庭における人間関係の民主化、生活管理の合理化、衣食住に関する知識・技能の習得—をふまえ、その目標はいっそう具体的、体系的なものとなった。

(2) 家庭科を中心にみた岐阜県の動き

昭和31年4月、岐阜県教育委員会は指導課を学校教育課に、同じ年の12月にはさらにそれを学校指

導課とあらためた。それによって教育委員会事務局は、総務課・学校指導課・社会教育課・保健体育課の4課となり、学校指導課には教育研究所が所属するなど地方行政組織は次第に整備充実されていった。

研究指定校としては昭和31年度に美濃加茂市下米田小学校が家庭科の指定を受け、研究課題は「改訂指導要領にのっとった学習計画とその指導の方法」であった。また、昭和32年度の家庭科の指定は益田郡萩原小学校が受け、研究課題は「家庭科指導計画による学習の展開」であった。昭和31年改訂の学習指導要領では指導内容が学年別に示されていなかったため、この当時の研究課題は主として第5・6学年別の指導計画に焦点がしぼられていたのが特徴である。

昭和32年には学習指導新書「現場の家庭科⁽⁷⁾」が各県の指導主事ら10名の共同執筆によって発行された。当時岐阜大学学芸学部附属小学校教諭の職にあった尾藤操氏も、元指導主事としてこれに加わっており、内容は家庭科の本質、変遷、指導計画、学習指導、指導の問題点、施設、設備、学習の資料、評価、他教科や教科外活動との関連、家庭科と地域社会、教師の問題点などについて記述されている。当時のこととて粗末な紙質でB6判300頁ほどのものであるが、模索の時代に家庭科を担当していた当時の教師たちにとっては貴重な啓蒙の書になったことと思われる。

昭和31年～32年の動きを示したのが第6表である。

第6表 指導要領の変遷と県教育委員会および教育研究団体などの年次別動き

	小学校（家庭科）指導 要領その他の変遷	岐阜県教育委員会および 教育研究団体などの動き	岐 阜 県 教 育 委 員 会 学 校 指 導 課 家 庭 科 担 当 指 導 主 事	岐 阜 県 家 庭 科 研 究 会 会 長
昭和31年度	○学習指導要領家庭科編ができ、家庭科は家族関係・生活管理・被服・食物・住居の5領域からなることを明示。ようやく家庭科の性格が安定した。	○教育委員会指導課は4月に学校教育課となり、12月にはさらに学校指導課と改称されて教育行政の組織の充実がはかられた。	谷 口 良 子	渡 辺 一 江
昭和32年度			〃	〃

4 昭和33年から昭和42年まで

(1) 学習指導要領の改訂

昭和33年には、科学技術教育の振興、道徳教育の徹底、教科間の重複の検討などの趣旨のもとに、昭和31年の改訂の全面実施をみないまま、小中高等学校の教育課程は大きく改訂された。それにより小学校家庭科の指導内容は被服、食物、すまい、家庭の4領域とし、家庭は昭和31年改訂時の家族関係および生活管理を合わせたものとした。

昭和31年の改訂では家族関係や生活管理に関連させて被服、食物、住居の指導をおこなうのがねらいであったが、今回の改訂では社会科、理科、図画工作科などの他教科との重複を避け、教科の性格を明確にする上で技術的な教科として、被服、食物、すまいに関する知識技能の習得に重点をおき、家庭生活に関する項目は最後に押しやった形になった。しかし昭和35年に文部省が出した小学校家庭指導書では、被服、食物、すまいなどの生活技能を中心としながらも、全体としての家庭生活のあり

方を学習することに焦点をおくべきで、家庭生活に関する目標は被服、食物、すまいなどの目標の根底として考えなければならないと述べている。第5・6学年別の目標、内容、教材については学習指導要領にそれぞれ明示されているのでここでは省略するが、昭和26年改訂時に比較すれば指導内容に男女差は少ない。授業時間数は第5・6学年とも週2時間、年間70時間であった。なお中学校ではこの改訂により、職業・家庭科を技術・家庭科とあらため、男子向きと女子向きに区別されるようになった。

昭和36年には小学校家庭科の検定教科書が戦後初めて開隆堂から発行されている。

(2) 家庭科を中心とした岐阜県の動き

岐阜県教育委員会は、昭和34年に教職員課を増設し、従来の4課から5課に改めた。また、昭和36年には学校指導課に附置されていた教育研究所が、岐阜県教育研究所として独立し、さらに昭和42年には岐阜県教育研究所は廃止され、岐阜県教育センターが開設された。同じく昭和42年に、岐阜、大垣、美濃、美濃加茂、恵那、高山の6地区に教育事務所が設立され、地方の教育に関する業務を強化した。

一方、昭和33年5月から実施され始めたすし詰め学級解消計画を5カ年にわたって推進した結果、岐阜県下の小学校における学級数および学級平均児童数は第7表のようになった。

第7表 岐阜県の小学校における学級数および児童数の推移

年 度	児 童 数 (人)	学 級 数	学級編成基準 (人)	学級平均児童数 (人)
昭和34年度	235,584	5,706	58	41.3
〃 35 〃	218,436	5,483	56	39.8
〃 36 〃	201,677	5,196	56	38.8
〃 37 〃	187,939	5,024	54	37.4
〃 38 〃	178,208	5,062	50	35.3

第8表 岐阜県の小学校における教室の数

	普通教室	特 別 教 室				合 計
		理 科	音 楽	図 工	家 庭	
保有教室数	5,312	362	260	146	265	6,345
不足教室数	55	228	182	114	38	617

また、昭和39年度における小学校の教室保有数と不足数は第8表の通りで、教育施設が我が国の経済成長とともに充実してきていることをうかがわせる。

他方、昭和36年度教育課程全面改訂実施をひかえ、小中高等学校の教育課程研究協議会が、昭和35・36・37年に連続しておこなわれ、この時期は教師の研修強化時代となった。まず昭和35年には県下の公立小中高等学校の校長および教員のうち、その3分の1を対象として研究協議会を実施、小学校においては16会場を設けて全体会議をしたほか、Aコース（国語・社会・音楽・体育）、Bコース（算数・理科・図画工作・家庭）、Cコース（教育課程一般・生活・学校行事など）に分れて新教育課程の研究を深めた。さらに残り3分の2の教員を昭和36年と昭和37年に分け、改訂移行措置の徹底と、新指導

要領の研究をはかるため、ひきつづき教育研究協議会を実施、小学校の部では16会場において全体会議を行なったほか、Aコース（国語、社会）、Bコース（算数・理科）、Cコース（音楽・家庭）、Dコース（図画工作・体育）、Eコース（道徳・特活・学校行事など）にわたり研究討議した。

家庭科の研究指定校ならびに研究課題は第9表のようなものである。

第9表 研究指定校と研究課題

年 度	研 究 指 定 校	研 究 課 題
昭和33年度	多治見市滝呂小学校	小学校家庭科教師用手引書による学習指導の研究
“ 34 “	不破郡表佐 “	科学的な生活技能をたしかめる
“ 35 “	山県郡山県 “	小学校家庭科の学習指導法
“ 36 “	安八郡仁木 “	家庭科における実践学習の指導法
“ 37 “	高山市江名子 “	家庭生活につながる食教材の研究
“ 41 “	多治見市市之倉 “	被服の領域における学習指導を効果的に進めるにはどのようにしたらよいか。

この時代の課題は家庭科の指導法を研究の対象とするもので、どちらかといえば抽象的であった。それはつまり現場の教師たちが家庭科の指導にまだ確たる自信を持ち得なかったあらわれでもあろう。しかし昭和41年の課題では被服領域の指導をいかに効果的にしていくべきかというやや具体性のあるものになってきており、研究面が定着しつつあることがうかがわれる。

このほか研究の面では、昭和35年8月に「学習指導上の問題点の究明と各都市間の研究交流」を主題として小学校家庭科研究協議会がおこなわれ、9月には実技指導のための研修が実施されている。実技指導のための研修はひきつづき昭和36・37年にもおこなわれた。また昭和37年には国の第1回教育課程研究集会在岐阜で開催され、同じ年に家庭科研究会主催により、金華小学校において山本キク氏が「家庭科の展望について」講演されている。

昭和37年にはまた尾藤操氏が東京教育大学附属小学校教諭・赤井チサト氏（現静岡大学教授）とともに「小学校家庭科指導案例と資料⁽⁸⁾⁽⁹⁾」を出している。これは昭和33年に小学校学習指導要領が改訂されてから満3年を経過し、昭和36年全面実施の時期を迎えたのを機に、家庭科の教育目標をよりよく達成するために、指導方法の実例を具体的にまとめたもので、第5学年用（赤井チサト著）、第6学年用（尾藤操著）の二部から成っている。

研究団体は、昭和35年には42団体となり、その内訳は教科に関するもの29団体、各種教育に関するもの13団体に分類される。小学校家庭科の研究会は小学校家庭科研究協議会としてひきつづき岐阜市三里小学校に事務所を置いた。さらに昭和37年には小学校家庭科研究協議会を家庭科研究会（小学校）に改めた。昭和38年には研究助成金が予算化され、大幅に増えた。その際に教育研究団体は、教科研究団体、管理経営団体、その他の研究団体に区分され、家庭科研究会は教科研究団体に属することとなった。昭和40年にはさらに研究団体の単位団体の呼称を研究会から研究部会に改めたため、家庭科研究部会となった。昭和33年～42年の年次別の動きは第10表に示した通りである。

5 昭和43年から昭和51年まで

(1) 学習指導要領の改訂

第10表 指導要領の変遷と県教育委員会および教育研究団体などの年次別動き

	小学校（家庭科）指導 要領その他の変遷	岐阜県教育委員会および 教育研究団体などの動き	岐 阜 県 教 育 委 員 会 学 校 指 導 課 家 庭 科 担 当 指 導 主 事	岐 阜 県 家 庭 科 研 究 会 会 長
昭和33年度	○学習指導要領が改訂され、小学校家庭科では、社会科・理科・図画工作科などの他教科との重複を避けるため技術的な教科としての性格を強めた。指導内容は被服、食物、すまい、家庭の4領域となった。	○研究指定校に実験学級が設置された。	青 木 時 子	渡 辺 一 江
昭和34年度			〃	〃
昭和35年度	○昭和33年改訂指導要領に基づいて小学校家庭指導書が文部省から出された。これは適切な指導計画を作成するための参考資料として編集されたものであった。	○教育課程移行措置にともない（昭和36年全面実施にそなえて）昭和35～37年にかけて研究協議会が県下でブロック別に実施された。教師の研修強化時代となった。 ○研究団体は42団体になった。学校教育に関するものは29で、その中に小学校家庭科研究協議会があり、ひきつづき岐阜市三里小学校に事務所が設置されている。	〃	〃
昭和36年度	○小学校家庭科検定教科書が出版された。（開隆堂）	○学校指導課に附置されていた教育研究所が岐阜県教育研究所として独立した。	〃	〃
昭和37年度		○小学校家庭科研究協議会が家庭科研究会（小学校）に改められた。	〃	〃
昭和38年度		○研究助成金が予算化され大幅に増えた。 ○教育研究団体を教育研究団体・管理経営研究団体・その他の研究団体に区分した。家庭科研究会は教育研究団体に含まれる。	〃	〃
昭和39年度		○特殊教育（僻地教育・同和教育）が強化される。 ○教育施設の増強が行なわれた。	松 原 伊 都	〃
昭和40年度		○研究会の呼称が研究部会に改められた。家庭科研究会→家庭科研究部会。	〃	〃
昭和41年度			〃	〃
昭和42年度		○岐阜・大垣・美濃・美濃加茂・恵那・高山の6地区に教育事務所が設立された。 ○岐阜県教育研究所が廃止され、岐阜県教育センターが開所された。	〃	〃

昭和30年代の後半から高度経済成長を遂げ、技術革新がめざましかった。それにともなって学校教育の再検討が必要となった。昭和43年度の教育課程の改訂では、教育課程審議会において人間形成の立場から調和と統一のある教育課程の実現を図るために「目標を明確にし、その目標を達成するのに必要な基本的事項を精選する」と示された。これを受けて小学校家庭科では、教科の目標の明確化、内容の精選と指導の重点の明確化、他教科および中学校の技術・家庭科との関連を考慮して改訂が行われた。

目標については「日常生活に必要な衣食住などに関する知識、技能を習得させ、それを通して家庭生活の意義を理解させ、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を養う」という総括目標を打ち出し、次にそれを達成するための小目標が掲げられて理解しやすくなった。また「時代の進展による家庭生活の実態に応ずる」「義務教育9年間を通じての小学校・中学校の一貫性を考え、基礎的、原理的なものを取りあげる」「社会、理科、図画工作、体育、道徳など他教科との関連について配慮する」などが示されている。

内容の精選については被服の保存が削除された程度であり大きな変化はなかった。

(2) 家庭科を中心にみた岐阜県の動き

昭和43年、児童数の安定期を迎えた小学校では「公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律」が適用されることになり、教員定数が充実し、また1学級あたりの児童数が減少した。昭和42年と昭和43年の県下小学校の学校数および児童数は第11表の通りである。

第11表 岐阜県小学校の学校数および児童数

年 度	学 校 数			児 童 数 (人)	学 級 数 (人)	学 級 編 準 基 準 (人)	学 級 平 均 児 童 数 (人)
	本 校	分 校	計				
昭和42年度	451	79	530	163,482	4,973	46	32.9
“ 43 “	448	70	518	162,698	4,982	45	32.7

昭和44年には羽島市の市制実施にともなって羽島市教育委員会が発足した。昭和45年には岐阜県の研究団体が増加したために、発展的な改正を行なった。それによると、研究団体は岐阜県幼稚園教育研究会、岐阜県小中学校教育研究会、岐阜県高等学校教育研究会、岐阜県市町村教育委員会連合会から成り、小中学校教育研究会の中に小学校家庭科研究部会が所属することになった。昭和49年には、教育事務所の名称が大垣教育事務所から西濃教育事務所に、恵那教育事務所から東濃教育事務所に、高山教育事務所から飛騨教育事務所にそれぞれあらためられた。また、研究指定校を文部省指定校および県教育委員会指定研究実験学校・モデル校・推進校などに分けてその規模を拡大した。昭和43年の研究指定校は家庭科においては本巣郡北方小学校で、課題は「家庭科の内容を授業時数との関連において効果的、能率的に指導するにはどうしたらよいか」であった。また、昭和43年からは教育の充実をはかる目的で岐阜県小中学校教育課程研究集会が各教育事務所ごとに7・8月におこなわれている。研究集会の小学校家庭科研究課題は第12表のようなものであった。衣食住および家庭にわたった主題は具体的で、昭和30年代の研究課題にくらべて焦点がしぼられてきている。

また、昭和43年から昭和51年にかけては家庭科研究会会長吉岡すみ子氏らによって低学年からの家

第12表 研究集会（小学校家庭科）における研究課題

年 度	研 究 課 題
昭和43年度	すまいの領域における効果的な学習指導法について ——特に自主性を高めるための研究——
“ 45 ”	①各学年の年間指導計画作成の留意点 ②第5学年の当初の題材（家族の一員としての役割りと責任）の効果的な学習指導
“ 46 ”	被服の着方に関する効果的な学習指導はどのようにしたらよいか
“ 47 ”	食物領域における調理の効果的な学習指導はどのようにしたらよいか ①調理の指導は栄養指導との関連において、どのように計画し、その指導はどのようにしたらよいか ②調理の指導を効果的に行なうための環境整備はどのようにしたらよいか
“ 48 ”	すまいの領域における学習指導を効果的に行なうには指導計画や指導法の上でどのようになくふうが必要か ①健康なすまい方の効果的な指導はどのようにしたらよいか ②すまいの指導のための教材・教具はどのように整備し、活用したらよいか
“ 50 ”	実践的態度を高めるための家庭科の学習指導はどのようにすればよいか

庭科学習指導について研究が進められている。家庭科の学習は教科として第5・6学年でおこなわれてきているが、家庭の一員としての生活は幼少時からあるのだから生活的に考えると低学年から意図的・計画的に家庭科的内容の指導を行なっていくべきであるという意見にもとづくものであった。これは家庭科に対しての関心をあまり持たない一般の教師たちに家庭科の学習指導の重要性を浸透させる上に好機でもあるとみられた。しかし、生活指導としてとりあげて実践させればよいという対立意見もあったため、以来岐阜県では学級指導の中に家庭科的な内容を加えるという独自のカリキュラムを作り、それによって低中学年の指導をするという形をとって現在に及んでいる。低中学年の家庭科指導については当時、岐阜大学教育学部附属小学校教諭の野原春江氏、石原康子氏らにより熱心に研究⁽¹⁰⁾実践されている。また長良小学校新井規子氏は全校第1学年から第6学年まで各学年に週1時間（40分授業）生活コースの時間を設け、この中に家庭科的内容も含めて指導計画を立て全校教師の協力を得て実践化した。

戦後幾多の曲折を経てきた家庭科は昭和40年代になってようやく安定期に入ったかにみえる。しかし問題とされるべき点も多く、当時の指導主事の言によれば

- ①第5学年と第6学年だけの教科であるために位置づけが充分でない
 - ②年間70時間だけでは教科として内容が消化しきれない
 - ③学級担任が男子の場合他学級の女教師に家庭科の指導をまかせる例が多い。これは児童の側からみれば、学級を把握している担任以外の教師に短期間の指導を受けるだけなので教科に対しても教師に対しても親しみにくく問題である。しかしながら実践経験に乏しい男子の学級担任が家庭科の指導に当るのも適当であるとは言えない。
 - ④家庭科といえば女教師が担当するものというのが一般的な概念であるが、女教師たちが必ずしも家庭科の指導研究に意欲的であるとは限らない。
 - ⑤予算要求が消極的で配分が少なく、施設設備の拡充が行なわれにくい
- などの点があげられていた。他教科との調和をはかりながら今後それらをいかに解決し、家庭科を

第13表 指導要領の変遷と県教育委員会および教育研究団体などの年次別動き

	小学校（家庭科）指導要領その他の変遷	岐阜県教育委員会および教育研究団体などの動き	岐阜県教育委員会 学校教育指導課 家庭科担当指導主事	岐阜県家庭科研究会会長
昭和43年度	○学習指導要領改訂。家庭科では①教科の目標の明確化②内容の精選と指導の重点の明確化③他教科および中学校の技術・家庭科との関連を考慮して改訂が行なわれた。「衣食住などに関する知識・技能を習得させそれを通して家庭生活を、理解させる」旨の総括目標が打ち出された。	○低学年からの家庭科的な学習について研究されはじめ、学級指導の中に家庭科的内容がとり入れられるようになった。	松原伊都	吉岡すみ子
昭和44年度		○羽島市教育委員会発足 ○教育器機の活用が実施される	〃	〃
昭和45年度		○岐阜県の研究団体が増加したため発展的改正を試み、幼稚園教育研究会・小中学校教育研究会・高等学校教育研究会・市町村教育委員会連合会に分けた。	〃	〃
46 昭和47年度 48			加藤久美子	
昭和49年度		○教育事務所の名称を大垣→西濃，恵那→東濃，高山→飛騨に改めた。 ○研究指定校を文部省指定校および県教育委員会指定研究実験学校・モデル校・推進校などに分け、拡大した。	〃	〃
昭和50年度		○教育器機を使った教育が強化された。	〃	〃
昭和51年度			〃	〃

充実発展させていくかが安定期の重大な課題であり、その意味でこの時期に低中学年の家庭科的指導の研究・実践をみたのは意義あることと考えられる。

昭和44年から昭和50年頃にかけては教育機器の活用が盛んになり、他教科と同様家庭科でもOHP、スライドなどの使用によって教育効果を高めるようになった。昭和43～51年の年次別の動きは第13表に示した通りである。

6 昭和52年から昭和59年まで

(1) 学習指導要領の改訂

昭和52年には高校進学者の増加や教育内容の過密化に対応して小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせ、特にゆとりのある充実した教育課程の実現を目指して学習指導要領の改訂が行なわれた。改訂の基本方針は

- ①人間性豊かな児童の育成を図る
- ②各教科の内容を精選する
- ③各教科の授業時間の削減をおこなう
- ④学習指導要領で定める各教科の目標・内容を大綱的なものにする

以上の4点であり、家庭科は昭和51年1月2日に出された教育課程審議会の答申「実践的・体験的学習を行う教科としての性格が一層高くなるよう留意して内容の精選を行い、その構成を改善する」を受けて指導の全体目標を「日常生活に必要な衣食住などに関する実践的な活動を通して、基礎的な知識と技能を習得させるとともに家庭生活についての理解を深め、家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる」としている。昭和43年の指導目標と比較すれば、基本的な考え方はあまり変わらないが衣食住についての実践的な活動を通して知識技能を習得させるという家庭科の性格は一層明確になっている。内容の領域は昭和33年、43年の「被服」「食物」「すまい」「家庭」の4領域から「被服」「食物」「住居と家族」の3領域となり、「すまい」および「家庭」を整理統合して「住居と家族」として取り扱うことになった。住居の学習の実践的な活動と関連させながら家庭生活全体が理解できるような構成である。内容は基礎的、基本的なものにしぼり、示し方は簡潔かつ大綱的にして学校や教師の創意を生かして学習指導の展開ができるように、また地域や季節などの違いを考慮して弾力的な取り扱いができるように配慮されている。内容の精選事項は、すまいの場所に応じた清掃のしかた・家のまわりの整理整頓のしかたが削除、被服のしみやよごれのとり方および簡単な繕い方が削除・軽減、かき染めやはん染めなどの簡単な染色が各教科の相互の関連を図って精選された。また改善事項は「目玉焼き」の調理を「卵料理」に、「粉ふきいも」を「じゃがいも料理」に

第14表 地区別にみた教室の設置数(1)

	普通教室	家庭科教室	普通教室に対する家庭科教室の割合(%)
岐阜市	1,140	53	4.6
岐阜市以外の市部	2,674	124	4.6
郡部	2,724	229	8.4
計	6,538	406	6.2

第15表 地区別にみた教室の設置数(2)

	普通教室	家庭科教室	普通教室に対する家庭科教室の割合(%)
岐阜地区	2,430	133	5.5
西濃地区	1,163	63	5.4
美濃地区	605	39	6.4
可茂地区	634	52	8.2
東濃地区	1,102	61	5.5
飛驒地区	604	58	9.6
	6,538	406	6.2

するなど巾のある取り扱いがなされるようになった。授業時間は他教科が10%程度の削除をみた中で家庭科は従来通り週2時間、年間70時間が確保された。

(2) 家庭科を中心にみた岐阜県の動き

昭和50年代になって小学校の施設設備はさらに拡充されそれともなって家庭科の特別教室もようやくその数を増してきた。昭和59年における岐阜県各地区別の普通教室と家庭科教室の設置数をまとめたものが第14表と第15表である。

普通教室に対する家庭科教室の割合は、市部よりも郡部において高く、とくに可茂地区や飛驒地区などの農山村部に多い傾向がみられる。家庭科教室の保有数は今なお0という小学校が22.1%もあり、1室が66.1%、2室以上が11.7%で、4室も保有しているところもある。これは古い校舎の残っている小学校や高等小学校の作法室や裁縫室もその数に入っているためではなかろうか。何れにしても今なお1校に1室の家庭科教室の設置さえまだ達成されていないことは誠に残念である。

戦後40年近くを経過して経済の安定化、核家族化、高学歴化し、生活が安定したとみられる反面、物質主義、便宜主義による欠陥が見直されるようになってきた。とくに愛情豊かな人間関係が家庭に欠けるようになったのがその一因ではないかと考えられるような青少年非行が昭和40年代から50年代

第16表 研究集会（小学校家庭科）における研究課題

年 度	研 究 課 題
昭和 ⁵² / ₅₃ 年度	家庭科指導内容の重点化による教材の精選
〃 ⁵⁴ / ₅₅ 〃	豊かな人間性を育てる実践的体験的な家庭科学習のあり方
〃 ⁵⁶ / ₅₇ 〃 58	人間性豊かな児童を育てる実践的、体験的な家庭科学習指導

第17表 指導要領の変遷と県教育委員会および教育研究団体などの年次別動き

	小学校（家庭科）指導 要領その他の変遷	岐阜県教育委員会および 教育研究団体などの動き	岐 阜 県 教 育 委 員 会 学 校 指 導 課 家 庭 科 担 当 指 導 主 事	岐 阜 県 家 庭 科 研 究 会 会 長
昭和52年度	○学習指導要領改訂。被服・食物・住居と家族の3領域とし、実践的な活動を通して基礎的な知識と技能を養うこととした。目標、内容とも簡潔なものになる。内容は若干精選された。	○昭和40年代から50年代にかけて急速に青少年の非行が問題となり、それに対応して岐阜県では教育ビジョン作りが進められるようになった。その一貫として低学年からの家庭科的指導の研究・実践が一層盛んになった。	高井富貴子	松原伊都
昭和53年度			〃	〃
昭和54年度		○小中学校長による教育ビジョンづくりの手引が作成された。	〃	〃
昭和 ⁵⁵ / ₅₆ 年度			〃	〃
昭和57年度			篠田聡子	〃
昭和58年度			〃	谷口良子
昭和59年度			伊藤悦子	〃

にかけて急速に問題とされるようになってきた。そのため岐阜県では教育ビジョン作りが進められるようになった。これを受けて小学校では第1学年から第4学年で家庭的な内容を含む学級指導を強化して行なうこととなり、例えば岩野田小学校⁽¹¹⁾では年間30時間をこれに当て、第1学年で「自分のことがしっかりできる子」、第2学年で「自分のことが進んででき、みんなの問題を考える子」、第3学年で「くらしをよくするために問題に気づき実践できる子」、第4学年で「くらしをよくするために問題を見つけくふうする子」を各学年の指導目標にした。自分自身の個の生活を第1学年で考え、第2学年で他との協力を、第3学年で個の生活から問題を見出し、実践することを、第4学年で実践活動を活発にすることなどについての指導である。そのほか、美濃地区や飛驒地区などにおいても家庭的な内容を含む学級指導の研究が盛んに行なわれて現在に至っている。研究集会における研究課題は第16表に、昭和52年～59年の年次別の動きは第17表に示した通りである。

お わ り に

以上、戦後における小学校家庭科発足以来本県の家庭科教育の歩みについて、文部省学習指導要領の変遷をふまえながら、また岐阜県教育の移り変りとともに概観してきた。

本稿では学習指導要領の改訂を1つの時代の区切りとして考え、それに基づいて各節をまとめてみた。しかしながら別の見地から時代を画するとすれば、戦後の昭和22年「家庭科」設置当初から、昭和36年に検定教科書がはじめて出版されるまでの創設と混迷の時代と、それ以降今日に至るまでを一応安定した時代とみることができよう。

創設と混迷の時代をふり返ってみれば、学習指導要領においては、まず、昭和22年、新学制発足と同時に民主家庭建設のためのよき家庭人の育成を目ざして男女共修普通科としての小学校家庭科が誕生した。しかし家庭科発足以来、民主家庭建設のための家庭科設置の真意が十分に理解され難く、間もなく家庭科存廃論が起りはじめた。昭和26年、一応家庭科存続ときまったものの、必ずしも「第5・6学年に家庭科を特設しなくてもよい」とか、また「家庭生活についての指導は各教科の学習や教科外のあらゆる機会になされるべきである」という極めて曖昧なかたちのものとなった。しかし、昭和31年の改訂では家庭科を教科として第5・6学年に設置し、「家族関係や生活管理に関連させて衣食住の指導をするのがのぞましい」と示され、ようやくにして家庭科誕生当時の基本理念に近づいた感もたれた。ところが、つづいて昭和33年の改訂があり他教科との重複を避け、教科としての性格を明確にする上で「技術的な教科として衣食住に関する知識技能の習得に重点をおく」というやや後退を思わせるものが打ち出されるに至った。まさに混迷期であり、現場の教師たちはまだ戦後の民主家庭の建設をめざす新しい「家庭科」の目標や内容が充分につかみ切れないまま模索した時期と考えられる。

この中にあって岐阜県内の動きをふり返ってみると先駆者たちの活躍がめざましく

- ①昭和20年代において、女教師たちが新しい家庭科のあり方を求めて、指導内容、カリキュラム、指導方法などの研究に打ち込んできた。特に家庭科指導のための学習帳を作成し、小学校家庭科の検定教科書が発行されるまでのあいだ県下小学校家庭科の指導に役立てた。

②昭和24年から25年にかけて家庭科存廃論が起ったとき、岐阜県の尾藤操指導主事がこれに関与し家庭科存置に大いに尽力された。

などその足跡は大きく、当時の岐阜県家庭科関係者たちの活躍は全国的にも高く評価されている。

検定教科書も出来、学習指導要領の改訂も10年間隔となり一応安定期を迎えたといえる昭和30年代後半から今日に至るまでの動きをみると、学習指導要領では、実践的体験的学習を重視する教科としての性格が一層強調されてきている。

岐阜県内ではこの間に低学年からの家庭科的内容の学習についての研究と実践が熱心に進められてきた。特に青少年の非行が急速に問題となってきた昭和50年代を迎え、家庭科的内容を含む生活指導が全県的に強化実施されて今日に至っている。

家庭科教育を益々推進していくのは家庭科担当者の自覚と教科への熱意によるところが大きい。岐阜県でも家庭科は従来の方教師による出張教授を廃し、学級担任による担当を進めている。今後女子は勿論、男子教師においてもより一層家庭科に対する理解を深め、愛情と意欲をもって家庭科指導に取り組む教員の育成こそ重要であると痛感している。

筆者はさらに、家庭科的内容の指導に関する研究と実践について詳しく調査研究していきたいと考えている。

この稿をまとめるに当りご指導下さいました本学大道寺純子教授ならびに、ご示唆ご助言を賜りました橋本正一教授に深謝いたします。また資料提供などのご協力をいただいた尾藤操、渡辺一江、松原伊都、加藤久美子、高井富貴子、小島トミの各先生方に厚く御礼申し上げます。

引用・参考

- (1) 赤崎真弓：鹿児島女子短期大学紀要No.19, P 48, 1784
 - (2) 半田たつ子：朝日新聞朝刊, P 5, 1月8日, 1985
 - (3) 尾藤操：家庭科教育, 44巻1号, P 89-95, 1970
 - (4) 横山さく：岐阜県教育の回顧と展望, P 285, 岐阜大学教育学部教育百年実行委員会編, 1973
 - (5) 岐阜県教育委員会指導課編：指導の着眼点, P 42-46, 1951
 - (6) 海後勝雄ほか：学力の伸し方—小学校編一, P 149, 金子書房, 1952
 - (7) 石山脩平, 野間忠雄, 小尾帛雄ら監修：学習指導新書 8, 現場の家庭科, 東洋館出版社, 1957
 - (8) 赤井チサト：小学校家庭科指導事例と資料第5学年, 家政教育社, 1962
 - (9) 尾藤操：〃〃〃〃 第6学年, 〃〃〃〃
 - (10) 野原春江, 石原康子：岐阜大学教育学部附属小学校研究報告第13号, P 93-104, 1974
 - (11) 岐阜市立岩野田小学校：研究紀要「家庭生活に対する関心を高め実践的な態度を育てる指導」P 21-29, 1982
- 文部省：学習指導要領（試案）1947
 〃：〃（〃）1951
 〃：小学校における家庭生活指導の手びき, 1951
 〃：学習指導要領家庭科編, 1956
 〃：小学校学習指導要領, 1958
 〃：小学校家庭指導書, 1960
 〃：小学校学習指導要領, 1968
 〃：〃〃〃〃, 1978
 〃：小学校指導書家庭編, 1978

岐阜県家庭科研究会：家庭科学習帳，第5・6学年後期用1951年版，第5学年用1953年版，第5学年用1955年版

岐阜県教育委員会編：岐阜県の教育，昭和23年度版

）

” ” 昭和58年度版

” ” 岐阜県教育委員会30年の歩み，1979

岐阜県小中学校長会編：岐阜県教育三十年誌，1979

常見育男：家庭科教育史，光生館，1972

家庭科教育学研究会：小学校家庭科教育の研究総論編，学芸図書，1974

文部省小学校教育課編集：初等教育資料No.354，357，東洋館出版，1977

岡村善美，宮川満，米川五郎編：家庭科教育の研究，学芸図書，1978

大道寺純子，赤井チサト，中野刀子，浜田滋子：家庭科教育の研究，建帛社，1978